

(趣旨)

第1条 名古屋競輪組合（以下「競輪組合」という。）における広告掲載基準及び手続きについては、名古屋競輪組合広告掲載基準（平成19年9月1日）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるもののうち、所管課の長がその性質、配布対象等を考慮のうえ広告掲載に適していると認めるものをいう。

- (1) 競輪組合が作成する印刷物
- (2) 競輪組合が所管するウェブサイト
- (3) その他競輪組合が別に定めるもの（ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けたものに限る。）

(広告の掲載基準)

第3条 名古屋競輪組合広告掲載基準に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載するのがふさわしくないものは、広告媒体への掲載を行うことができない。

- 2 ウェブサイトを広告媒体とする場合で、掲載する広告からリンクを張る場合は、リンク先はその広告を掲載する者のウェブサイトのトップページとし、そのリンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適用する。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、所管課の長が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続
- (8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

- 2 広告の募集は、原則として、広告媒体、競輪組合ウェブサイト等により行う。

(広告の掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者（広告の取次ぎを営業とするもの（以下「広告代理業者」という。）を含む。以下「広告掲載希望者」という。）は、「名古屋競輪組合広告掲載申込書」（様式第1号）により申込みを行う。ただし、第3条第1項に該当していると認められるものは申込みを行うことができないものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 所管課の長は、広告審査会の承認を受け、広告主を決定する。

2 広告主の決定にあたっては、次の基準による。

(1) 広告掲載料を入札させた場合

基準1 最高金額を入札した者（以下「最高入札者」という。）に決定する。

基準2 基準1を満たす者が複数ある場合は、最高入札者のうちから冠レース開催実績のある者（以下「実績者」という。）に決定する。

基準3 基準2を満たす者が複数ある場合は、最高入札者かつ実績者の内から抽選により決定する。

基準4 基準2を満たす者がいない場合は、最高入札者のうちから抽選により決定する。

(2) 広告掲載料を定額とした場合

基準1 実績者に決定する。

基準2 基準1を満たす者が複数ある場合は、実績者のうちから抽選により決定する。

基準3 基準1を満たす者がいない場合は、抽選により決定する。

3 第1項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

4 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項又は第2項の決定内容を通知（様式第2号又は様式第3号）するものとする。

(広告原稿の作成等)

第7条 広告の原稿は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

2 広告主のうち、広告代理業者が他の者（以下「広告依頼者」という。）にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

(広告掲載料の納付等)

第8条 広告主は、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに納付するものとする。

(広告内容の変更)

第9条 広告の内容、デザイン又は広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「広告の内容等」という。）が、第3条第1項に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

(広告掲載の取止め)

第10条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取り止めるとともに、広告掲載の決定の取消し又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他広告掲載が不相当であると判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。

3 第1項の規定により広告主が広告掲載を取り下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により、15日を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、停止した期間に応じた納付済みの広告掲載料の月額を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して15日を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額の広告掲載料の合計額とする。

3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容（広告のリンク先の内容を含む。）その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

4 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告掲載の取止め及び

取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(広告掲載の付記事項等)

第14条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告であること及び連絡先を明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記するものとする。ただし、広告媒体が第2条第2号による場合はリンク先のウェブサイトにおいて広告主の連絡先を明示することとする。

(協議)

第15条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(広告審査会の設置)

第16条 次に掲げる事項を行うために、広告審査会を設置する。

- (1) 広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者の審査
- (2) 広告の掲載手続きの審査
- (3) 広告料の決定

2 広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

5 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。

9 広告審査会の庶務は、総務部総務課が処理する。

(その他)

第17条 その他広告掲載につき必要な事項は事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 9 日から施行する。

別表

委員長	事務局長
委 員	総務部長 事業部長 委員長の指名する職員

名古屋競輪組合広告掲載申込書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋競輪組合管理者

(申込者)
住 所
名 称
代表者
担当者
電 話
F A X
E-mail

〇〇〇に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。申込みにあたっては、名古屋競輪組合広告掲載要綱_____の規定を遵守します。

記

1 広告の内容

(1) 掲載希望枠数 枠

(2) 広告の内容 (※広告原稿案を添付してください)

2 広告掲載料 (※定価の場合は表示せず)

¥〇〇〇, 〇〇〇★

3. 名古屋競輪組合と申込者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他の反社会的勢力の構成員又はその関係者と一切の関係がないことを表明し保証します。

名古屋競輪組合広告掲載のお知らせ

令和 年 月 日

様

名古屋競輪組合管理者

令和 年 月 日付けで申込みのありました〇〇〇への広告の掲載につきまして、次のとおり決まりましたのでお知らせします。

1 掲載枠数 枠

2 広告掲載料

(1) 広告掲載料 ¥〇〇〇, 〇〇〇★

(2) 納付期限 令和 年 月 日

(3) 納付方法 納入通知書により納付していただきます。
(契約締結後に発行いたします)

3 広告原稿

(1) 提出期限 令和 年 月 日

(2) 提出方法

(3) 提出先 名古屋競輪組合〇〇〇課

4 その他

(1) 名古屋競輪組合広告掲載要綱_____の規定を遵守すること

(2) 広告の掲載に関しては競輪組合職員の指示に従ってください

5 問合せ先

〒453-0053 名古屋市中村区中村町字高畑 68

名古屋競輪組合〇〇〇課

電話 052-411-0013

FAX 052-411-9767

様式第3号

名古屋競輪組合広告非掲載のお知らせ

令和 年 月 日

様

名古屋競輪組合管理者

令和 年 月 日付けで申込みのありました〇〇〇への広告の掲載につきまして、次の理由により非掲載とすることが決まりましたのでお知らせします。

1 非掲載の理由

2 問合せ先

〒453-0053 名古屋市中村区中村町字高畑 68
名古屋競輪組合〇〇〇課
電話 052-411-0013
FAX 052-411-9767

